

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、埼玉県から鶴ヶ島市の区域内において行われる（仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

川越市環境部環境政策課

狭山市環境経済部環境課

坂戸市環境産業部環境政策課

日高市市民生活部環境課

二 縦覧の期間

平成三十年七月十三日（金）から平成三十年七月二十七日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）